

予診票の取り扱いについて

●予診票の目的

主治医意見書予診票を使用することによって被保険者、家族及び担当ケアマネジャー等から必要な情報を得ることができ、介護保険の要介護認定に必要な主治医意見書記載内容の充実を図る。

●予診票の記入者

基本的には、本人、家族ですが、本人が記入することが困難な場合等は、担当のケアマネジャー等に記入をお願いします。

●予診票の配布方法

市の窓口、ホームページ、医療機関、居宅介護支援事業所、高齢者支援センター等

●予診票運用の流れ

別紙参照

●個人情報

予診票にて得られた個人情報は、主治医が介護認定審査に必要な
主治医意見書を作成するためと日常診療の手助けにするためにのみ
利用するもの

※ 予診票は、あくまでも参考資料であり、

主治医意見書は主治医の判断で作成されます。